

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界（広域）環境調和的鉱業開発のためのモニタリング情報収集・確認調査（QCBS）（国内業務主体）

調達管理番号：22a00933

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月1日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年3月1日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界（広域）環境調和的鉱業開発のためのモニタリング情報収集・確認調査（QCBS）（国内業務主体）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年6月～2024年2月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Kan.Kae@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
社会基盤部 資源・エネルギーグループ第二チーム
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年3月7日12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年3月14日12時
3	質問への回答 3月8日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年3月13日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年3月17日

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023 年 3 月 24 日 12 時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
9	見積書の開封	2023 年 4 月 13 日 11 時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. （3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシ

ニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「全世界（広域）環境調和的鉱業開発のためのモニタリング情報収集・確認調査（QCBS）（国内業務主体）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

有用鉱物資源を保有する途上国にとって鉱物資源開発は、一般に、他産業の育成・開発に比べて短期間に結果が得られる強力な成長戦略である。また、単に鉱山開発にとどまらず、インフラ等社会基盤の整備、辺境地の地域振興やさまざまな分野の技術者、技能者の人材育成への貢献など、当該国の社会、経済に与える影響は非常に大きい。そのため、途上国では経済開発のため鉱物資源開発を希求するが、途上国の多くは資金や技術、政府の経験や体制も不足している状況にある。

鉱業開発においては、開発権の付与に基づく鉱山開発状況の把握・モニタリングが、税徴収やロイヤリティの確保などの国家財政面の観点、採掘による大気汚染や、生物多様性の損失、地下水汚染、近隣住民への健康被害等を防止する観点からも重要である。また途上国では零細な採掘現場が一定割合存在し、そこでは手掘りで鉱石が取り出されている。これらの零細な採掘現場は非認可であることも多く、上述のとおり適切な鉱区管理や環境対策の観点からも対応が求められる。また、日本では、2012年にJEITA（電子情報技術産業協会）が「責任ある鉱物調達検討会」を設けるなど、適切に管理された鉱山から産出された鉱物利用を求める社会的機運も高まっており、その観点からも適切な管理・モニタリングに基づく鉱山開発が求められつつある。他方、鉱山開発エリアは遠隔地かつ広大な範囲に広がっていることが多く、人材も体制も不足している途上国政府においてその管理・モニタリングは容易ではなく、十分に管理できていない状況である。

このような状況を踏まえ、衛星画像を用いた鉱山開発状況モニタリングが期待されている。近年衛星打ち上げコストの低下、衛星やカメラ・レーダーの小型化・高性能化も進み、様々な種類の衛星データの取得がしやすい状況になってきている。衛星データは広範囲にわたる地表状況を一度に把握できることから、上記鉱山開発状況のモニタリングへ活用することで、従来難しかった遠隔地での鉱山開発状況の把握を正確にかつ低コストで実現できる可能性がある。

第3条 調査の目的と範囲

本調査は衛星画像を用いた国内での机上調査により、鉱山開発状況を把握するため取得可能な情報に基づいて整理を行うとともに、衛星画像を用いたモニタリング手法の導入に向けた技術面・体制面・資金面等の課題について整理するものである。また同モニタリング手法により得られる情報を踏まえ、同情報を活用した鉱業分野の協力可能性について確認を行う。

また、今後の協力をより戦略的に行うために、調査対象国における鉱業ポテンシャルや日本企業の関心についても整理を行う。

調査対象国としては、日本企業・政府も関心の高い鉱業ポテンシャルを有する国の中から5か国（ザンビア、マダガスカル、モザンビーク、カンボジア、ラオス）とする。

また、上記調査に加え、今後の協力をより戦略的に行うために、調査対象国における鉱業ポテンシャルや日本企業の関心についても整理を行う。

第4条 調査実施の留意事項

本調査では現地に渡航して実施する調査業務はなく、調査対象国政府に対する調査成果の説明、追加的鉱業情報の取得を行う以外は、国内で業務を実施する。

(1) 調査対象エリアの選定

本調査では衛星画像を通じて取得可能な情報を整理し活用法を検討することが目的であることから、対象国の全域を分析の対象とはせず、1か国あたり200km×200km程度のエリアを分析の対象とする。各国の調査対象エリア提案に際しては、本調査の主旨に鑑み、鉱山開発エリアであることとともに、衛星画像分析への影響を勘案し、できるだけ多様な鉱業活動が含まれるエリアを選定できるような提案を行う。

更に、各国調査対象サイトにおける取得情報の多寡、相手国政府の鉱業開発・管理政策との整合性等に基づき、その中から2か国（追加調査対象国）を選定し、当該対象国政府機関と協力して、より具体的な鉱業データをもとに、衛星画像から得られる情報の精緻化・高付加価値化を行う。

なお、調査対象エリアの選定および2か国の追加調査対象国選定²にあたっては、受注者と発注者と密に議論・認識の統一を行ったうえで選定を行う。

(2) 衛星画像の入手について

本調査終了後の持続性を勘案し、衛星画像については無償で入手できるものを選定する。また鉱山開発状況を把握するためにも、できるだけ高解像度のもの、かつ更新頻度の高いデータがあることが望ましい。また可視光のみならず、様々な帯域でのデータにより把握できる情報が異なる可能性があるが、衛星画像の入手・分析においては、本調査の目的を十分に考慮した衛星画像を選定・収集する。

(3) 主要鉱種の開発ポテンシャル、開発状況の確認について

² 2か国の追加調査にあたっての現地渡航にかかる経費については定額計上とする。なお、2か国の追加調査の対象国の組み合わせは「アジア、アジア」、「アジア、アフリカ」、「アフリカ、アフリカ」のいずれの選択肢も排除しない。

本調査の結果については、JICA の資源分野における協力対象国の整理、今後の事業方針への反映など戦略的な活用を想定している。その観点から、主要鉱種の開発ポテンシャル、開発状況の整理を調査項目に含めているが、本邦企業の関心、進出見込みについても併せて重要な情報となる。情報収集が困難な部分はあるが、本邦企業の動向についても既存媒体やヒアリング等を通じて情報を収集し整理を行う。

第5条 調査の内容

以下に示す調査業務は、「調査結果について対象国政府への共有（説明）」（（1）6）及び（2）4））以外は国内業務とする³。

（1） 衛星画像を用いた鉱山開発状況モニタリングの技術面における検証

- 1) 対象国における鉱業操業状況の情報収集・整理各国の鉱業省の資料、ウェブサイト等から対象国における鉱山開発情報（工区の場所、エリア、鉱種、操業会社、鉱業権付与の時期、等）を収集する。
- 2) 対象国における調査各国対象エリア（200 km×200 km程度）の選定
 - ・対象国における鉱業エリアの確認を行う。
 - ・5か国における調査対象エリアを選定し、理由とともに発注者に提案を行う。
- 3) 調査対象エリアにおける衛星画像の入手・整理

時系列での情報収集・整理を念頭に、高解像度かつ更新頻度が高く、無償の衛星データを入手し整理する。
- 4) 衛星画像を通じて得られる鉱山開発情報の整理

上記2)で整理した鉱業操業情報と、上記3)で入手した衛星画像を比較し、衛星画像で把握可能な情報の整理を行う。分析に際しては、植生による違い、帯域による違い等にも着目し分析を行う。
- 5) 情報を活用するに際しての課題・改善方法の抽出

上記情報の活用方法とともに、衛星画像を用いたモニタリング手法の導入に向けた技術面、体制面、資金面での課題およびそれへの対応策を整理する。
- 6) 調査結果について対象国政府への共有（説明）

上記調査結果について対象国政府に説明を行い、先方からの意見を聴取し、その後の調査実施の参考とする。先方政府が独自に保有する鉱山開発状況に関する情報があれば提供を依頼する。

（2） 衛星画像を通じて得られる情報の精緻化（（1）の対象国から2か国が対象）

1) 情報を精緻化する対象国の選定

上記（1）で対象とした5か国から2か国を選定し、政府所有の鉱業操業データなどを通じて得られる情報の精緻化を行う。より詳細な鉱業操業データ

³ 現地への渡航は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（3）業務従事予定者の経験、能力」に記した業務主任者と「鉱業開発・操業状況分析」団員を想定している。

を用いることを前提としているため、対象国の選定にあたっては先方政府の理解・協力が欠かせず、その点を留意して発注者に対して対象 2 か国の提案を行う。

2) 鉱区、操業状況、操業規模、環境情報等のデータ収集・整理

上記 1) で選定された 2 か国の対象国政府より、より詳細な鉱業操業データの収集を行う。現時点では、上記 (1) 1) の情報に加え、施設、操業状況、操業規模、環境情報等のデータを想定するが、これに限らず有用な情報を対象国政府が保有する場合は提供するように依頼を行い、先方政府等から入手・整理を行う。

3) 衛星画像を通じたより詳細な鉱山開発状況にかかる情報の整理

- ・ 上記 2) で入手したより詳細な鉱業情報をもとに、衛星画像を通じたより詳細な鉱山開発状況にかかる情報の整理を行う。
- ・ 上記整理結果に基づいて、課題や対応、今後の更なる改善に向けた提案を行う。
- ・ 本調査で行った衛星画像を通じた情報収集・整理の手順について取りまとめる。

4) 調査成果について対象国政府への共有 (説明)

対象となった 2 か国に対して整理した情報についての説明を行い、今後の情報の活用方法について意見交換を行う。また先方政府の要望があれば、現地関係者を対象に調査結果のフィードバックセミナーを開催する。以上の結果については報告書に取りまとめ、報告を行う。

(3) 対象 5 か国の主要鉱種の開発ポテンシャル・開発状況の確認、本邦企業の関心・動向確認

以下に示す対象国と鉱種について情報の収集・整理を行う。

1) 対象とする国と鉱種

- ・ ザンビア：銅、コバルト、ニッケル、スズ、鉛、亜鉛、PGM
- ・ マダガスカル：ニッケル、クロム、コバルト、黒鉛
- ・ モザンビーク：黒鉛、REE
- ・ カンボジア：金、銅、ボーキサイト
- ・ ラオス：金、銅、スズ、鉛、亜鉛

2) 国・鉱種ごとに収集・整理する情報

- ・ 開発ポテンシャル (埋蔵量、世界に占める割合、鉱床の特徴等)
- ・ 対象国の政策調査 (政府の開発計画、鉱業分野政策等)
- ・ 開発状況 (生産量、世界に占める割合、今後の生産見通し、主要鉱山の状況 (出資状況、生産量、残存採掘量、特徴)、等)
- ・ 日本の関与 (これまでの実績 (独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) や民間企業)、関心動向)

第 6 条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、最終報告書を成果品とする。以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、各国政府関係者等との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。なお、報告書を作

成す際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務計画書（簡易製本）

- 1) 部数：和文 3 部
- 2) 提出時期：契約締結後 10 営業日以内

(2) インセプション・レポート（簡易製本）

- 1) 部数：和文 3 部、英文 3 部、ソフトデータ（PDF）
- 2) 提出時期：契約開始後 2 週間以内

(3) 業務進捗報告書（簡易製本）

- 1) 部数：和文 3 部、英文 3 部、ソフトデータ（PDF）
- 2) 提出時期：2023 年 8 月末

(4) 最終報告書（調査全体分）

- 1) 部数：和文 3 部（製本版）、英文 3 部（製本版）、CD-R2 枚
- 2) 提出時期：2024 年 1 月末

(5) 衛星データ集（調査全体分）

- 1) 部数：CD-R3 枚
- 2) 提出時期：2024 年 1 月末

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	調査対象5か国の、調査対象エリアとなることが想定されるエリア(鉱業操業エリア、かつ地形・植生の多様性に富んだエリア)	第4条 調査実施の留意事項 (1) 調査対象エリアの選定
2	情報収集に用いる衛星画像の種類および、同衛星画像を用いた鉱山開発情報取得の方法	第5条 (1) 3) および4)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：衛星画像を用いた調査・技術協力業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／衛星画像分析
- 鉱業開発・操業状況分析
- 鉱業ポテンシャル分析

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 15.9 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／衛星画像分析）】

- ① 類似業務経験の分野：衛星画像を用いた調査・技術協力
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：鉱業開発・操業状況分析】

- ① 類似業務経験の分野：鉱業分野における業務経験
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：鉱業ポテンシャル分析】

- ① 類似業務経験の分野：鉱業分野における業務経験
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年6月～2024年2月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 19.9人月（現地：2.8人月、国内：17.1人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/衛星画像分析（3号）
- ② GIS
- ③ 鉱業開発・操業状況分析（4号）
- ④ 鉱業ポテンシャル分析（4号）

3) 渡航回数を目途 全8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ 特になし

2) 公開資料

➤ 責任ある鉱物調達検討会について

<https://home.jeita.or.jp/mineral/about/index.html>

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(5) 安全管理

JICAの安全管理措置に従って現地調査を行う。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

(1) 報酬について

報酬単価（上限額）については、別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2) 国内 業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

55,795,000円（税抜）

なお、定額計上分（直接経費分4,135,000円（税抜）及びこれに係る一般管理費等）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

上記の費目については、直接経費分のみならず一般管理費等も提示ください。一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を別見積でも適用ください。

（4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	2か国を対象とする追加調査の渡航にかかる経費	「第2章 特記仕様書案第4条調査実施の留意事項（1）調査対象エリアの選定」	3,738,000円	追加調査の渡航に係る航空賃	旅費	航空賃
2	2か国を対象とする追加調査にかかる経費	「第2章 特記仕様書案第4条調査実施の留意事項（1）調査対象エリアの選定」	397,000円	追加調査の渡航に係る現地通訳備人費・車両借上費	一般業務費	特殊備人費 車両関連費

2か国のみを対象とする追加調査の対象国の組み合わせは、「アジア、アジア」、「アジア、アフリカ」、「アフリカ、アフリカ」のいずれの選択肢も排除しません。

なお、一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を定額計上分でも適用します。

(5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

5か国を対象とする第一次渡航については地域ごとにまとめて渡航するよう工夫してください。JICAの想定は以下のとおりです。なお、第一次渡航は上限額に含めます。

【アジア渡航】

日本→ラオス→カンボジア→日本

【アフリカ渡航】

日本→マダガスカル→モザンビーク→ザンビア→日本

2か国を対象とする第二次渡航については定額計上としますが、参考までにJICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【ザンビア】

成田⇒ドバイ⇒ルサカ（ザンビア）、（エミレーツ航空等）

【マダガスカル】

成田⇒シンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒アンタナナリボ（マダガスカル）、（シンガポール航空等）

【モザンビーク】

成田⇒ドーハ⇒マプト（モザンビーク）、（カタール航空等）

【カンボジア】

成田⇒プノンペン（カンボジア）、（全日空）

【ラオス】

成田⇒バンコク⇒ビエンチャン（ラオス）、（タイ航空）

（７）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。
競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙２：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／衛星画像分析</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>鉱業開発・操業状況分析</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>鉱業ポテンシャル分析</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	